

群馬大学における特別の課程に関する規則

平成22. 4. 1 制定

改正 平成26. 4. 1 平成31. 4. 1

令和 2. 4. 1 令和 6. 4. 1

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第72条第2項及び群馬大学大学院学則第55条第2項の規定に基づき、群馬大学（群馬大学大学院を含む。以下「本学」という。）における特別の課程に関し必要な事項を定める。

2 本学が編成する特別の課程として、履修証明を行うプログラム（以下「履修証明プログラム」という。）を開設する。

(目的及び編成)

第2条 履修証明プログラムは、原則として本学の学生以外の社会人等を対象として、本学の教育研究資源を活かした学習の機会を積極的に提供することを目的とする。

2 履修証明プログラムは、講習（公開講座を含む。以下同じ。）若しくは授業科目又はこれらの一部の併用により体系的に編成するものとする。

3 履修証明プログラムの総時間数は、60時間以上とする。

(履修資格)

第3条 履修証明プログラムの履修資格は、群馬大学学則第24条各号又は群馬大学大学院学則第26条各号のいずれかに該当する者のうちから、履修証明プログラムを開設する学部、研究科、学府及び学環（以下「開設学部等」という。）において定める。

(開設)

第4条 開設学部等の長は、履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、単位の授与の有無、実施体制その他学長が必要と認める事項を記載した履修証明プログラム実施計画書（別記様式第1号）を作成し、当該開設学部等の教授会（教授会を置かない開設学部等にあつては、これに代わる機関。以下同じ。）の議を経て、学長の承認を得るものとする。

(変更又は廃止)

第5条 開設学部等の長は、当該履修証明プログラムを変更又は廃止しようとするときは、当該開設学部等の教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

(履修手続等)

第6条 履修証明プログラムの履修を希望する者は、履修証明プログラム履修許可願を当該開設学部等を経て、学長に提出し、許可を得なければならない。

(講習料等)

第7条 履修証明プログラムの講習料等は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程第18条の規定に基づき、履修証明プログラムごとに別に定める。

(単位の授与)

第8条 履修証明プログラムを履修した本学の学生以外の者に対し、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定に基づき単位を与える場合は、開設学部等の長が当該履修証明プログラムの内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案し、単位授与の際の単位数の目安をあらかじめ設定した上で適切に対応する。
- 3 履修を希望する者で本学の学生以外の者が、履修証明プログラムに含まれる授業科目の単位の授与を希望する場合は、履修手続に併せて科目等履修生としての出願をし、入学の許可を受けなければならない。
- 4 前項の規定に基づく単位は、第1項に規定する単位の授与と重複して授与することはできない。

(修了の認定及び履修証明書の交付)

第9条 開設学部等の長は、所定の課程を履修の上、修了要件を満たした者には、当該開設学部等の教授会の議を経て、当該履修証明プログラムの修了を認定し、速やかに学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告に基づき、履修証明書（別記様式第2号）を交付するものとする。
(公表)

第10条 開設学部等の長は、第4条に規定する履修プログラムの事項を募集要項等であらかじめ公表するものとする。

(記録の作成と管理)

第11条 開設学部等の長は、履修証明プログラムの受講者の学籍その他教務に関する記録を作成し、管理するものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、開設学部等が別に定める。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

履修証明プログラム実施計画書

プログラム名					
開設学部等					
実施責任者					
目的					
総時間数					
履修資格					
定員					
内容					
講習又は授業の方法					
修了要件					
単位の授与の有無					
単位数の目安					
実施体制		(別紙添付)			
その他特記事項					
収支計画	収入 (講習料等)				
	必要経費				
プログラムの構成(開設講習科目等)					
開設講習科目等の名称	講習・授業科目の別	時間数	開設期間	担当教員	備考

※ 講習科目については講義概要を、授業科目についてはシラバスを添付すること。

※ 単位の授与がある場合は、単位数の目安を記載するとともに、シラバスを添付すること。

履修証明書

氏 名

年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学所定の履修証明プログラム－〇〇〇〇－(計〇〇時間)を修めたことをここに証する。

プログラムの概要

本プログラムは、主として〇〇である者を対象として、〇〇のような人材(能力)を養成することを目的とし、〇〇、〇〇、〇〇、等を内容としたカリキュラムを提供したものである。

※単位が授与される場合

(例) 取得単位 〇〇単位

※各種資格の取得に結びつくような場合

(例) 〇〇資格試験の際の試験科目の免除に該当します。

(元号) 年 月 日

群馬大学長

㊞

(注) ※印の場合の記載は、表面に記載できない場合は、裏面に記載する。